

○筑波大学学生の懲戒に関する規程

〔平成16年5月27日〕  
法人規程第28号

改正 平成21年法人規程第10号  
平成23年法人規程第51号  
平成24年法人規程第54号  
平成24年法人規程第55号  
令和 元年法人規程第33号

筑波大学学生の懲戒に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第64条及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第70条の規定に基づき、学生の懲戒に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査委員会)

第2条 学群学則第60条第3項及び大学院学則第66条第3項に規定する学生生活を担当する副学長（以下「担当副学長」という。）の下に置かれる委員会は、調査委員会とする。

2 調査委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 担当副学長
- (2) 学長が教育研究評議会の意見を聴いて指名する大学教員 若干人
- (3) 学長が担当副学長の推薦に基づき指名する大学教員 若干人

3 前項第2号及び第3号の委員の任期は2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する翌年度の末日とする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前2項の委員は、再任されることができる。

6 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

7 委員長は、担当副学長をもって充てる。

8 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(懲戒の手続)

第3条 学群長、学術院長又はグローバル教育院の教育院長（以下「学群長等」という。）は、懲戒に該当すると思料される学生の行為について知ったときは、直ちに、次の措置をとるものとする。

- (1) 担当副学長に報告すること。
- (2) 当該学生に係る学類長、研究群長、専攻長又はグローバル教育院の学位プログラムリーダー

ーその他学群長等が必要と認める者と協議し、事実関係を整理すること。

- 2 前項第2号の場合において、当該事案が2以上の学群、学術院又はグローバル教育院に置く学位プログラムの学生に係るときは、当該学群長等は相互に連絡協議するものとする。

(発議)

第4条 学群長等は、前条に定めるところによる事実関係の整理結果の報告を受け、学群運営委員会、専門学群教育会議、学術院運営委員会又はグローバル教育院の学位プログラム教育会議(以下「学群運営委員会等」という。)で審議の上、相当の理由があると認めるときは、当該学生の懲戒を担当副学長に発議するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、担当副学長は、学群長等が発議しなかった場合において、特に必要があると認めるときは、学群長等に再議を求め、又は自ら発議することができる。この場合において、担当副学長は、理由を付してその旨を当該学群長等に通知するものとする。

(調査審議)

第5条 担当副学長は、前条の規定により、学生の懲戒の発議を受けた場合は、調査委員会に事実の調査及び確認、並びに懲戒案の検討を行わせる。

- 2 調査委員会は、非公開とし、慎重、かつ、速やかに調査及び審議を行うものとする。
- 3 調査委員会は、当該懲戒の事案に係る大学教員等に資料の提出を求め、並びに当該懲戒の事案に係る大学教員等から事情及び意見を聴取することができる。
- 4 調査委員会は、調査を行うに当たり、当該学生に対し口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 5 調査委員会は、弁明に際し、当該学生から補助する者(弁護士、通訳者等を含む。)の同席について求めがあったときは、これに応じなければならない。ただし、調査委員会が、弁明の妨げになると認めるときは、同席者の数を制限することができる。
- 6 第2項の議事は、委員の4分の3以上の出席及び出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 7 委員は、懲戒の事案に係る学生が所属する学群教員会議等の構成員である等、懲戒の事案に関係すると認められる場合は、その調査審議に加わることができない。
- 8 調査審議に加わらない委員の数は、その事案については出席委員の数にかぞえない。

(学長への報告)

第6条 調査委員会は、前条第2項の結果を学長に報告するものとする。

(懲戒の決定)

第7条 学長は、前条の報告に基づき教育研究評議会の議を経て、懲戒を決定するものとする。

(処分内容の通知)

第8条 学長は、処分を行おうとする場合は、事前に当該学生に対し、懲戒処分の内容を文書により通知するものとする。

(再審査)

第9条 前条の通知を受けた学生は、事実誤認、新事実の判明その他の正当な理由がある場合には、その存在を示す資料を添えて、文書により学長に再審査を求めることができる。

- 2 前項の再審査の請求は、懲戒処分内容の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に行わなければならない。
- 3 第1項の再審査の請求があったときは、学長は、当該請求について、次条に規定する再審査委員会に審査を付託するものとする。
- 4 再審査委員会は、当該請求について審査を行い、学長に報告しなければならない。
- 5 前項の審査に当たっては、必要に応じ、調査委員会の意見を聴くことができる。
- 6 前項に定めるもののほか、第4項の審査に関し必要な事項については、第5条の規定を準用する。
- 7 学長は、第4項の報告が前条の通知と異なるときは、教育研究評議会の議を経て、懲戒を決定するものとする。

(再審査委員会)

第10条 学長の下に、再審査の請求について審議させるため、再審査委員会を置く。

- 2 再審査委員会は、学長が教育研究評議会の意見を聴いて指名する大学教員若干人で組織する。ただし、調査委員会の委員は、再審査委員会の委員を兼ねることができない。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前2項の委員は、再任されることができる。
- 6 再審査委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する。
- 7 再調査委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 8 委員長は、委員会を主宰する。
- 9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(処分書の交付)

第11条 学長は、第8条の通知を受けた学生が再審査の請求をしなかったとき又は第9条第7項の規定により懲戒を決定したときは、当該学生に処分書を交付し、かつ、筑波大学内に公示するものとする。

(雑則)

第12条 この法人規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、法人細則で定める。

附 則

- 1 この法人規程は、平成16年5月27日から施行する。

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）附則第3条第1項に規定する研究科の学生を懲戒する場合にあつては、第3条第1項中「学群長又は修士課程長、人文社会科学研究科長、ビジネス科学研究科長、数理物質科学研究科長、システム情報工学研究科長、生命環境科学研究科長、人間総合科学研究科長若しくは図書館情報メディア研究科長(以下「学群長等」という。）」とあるのは「博士課程長」と、「学類長又は修士課程の研究科長若しくは博士課程の研究科の専攻長その他学群長等」とあるのは「博士課程の研究科長及び博士課程長」と、同条第2項中「当該学群長等は」とあるのは「博士課程長は学群長等」と、第4条第1項中「学群長等は、前条に定めるところによる事実関係の整理結果の報告を受け、学群教員会議若しくは学群運営委員会又は修士課程委員会、人文社会科学研究科教員会議、ビジネス科学研究科教員会議、数理物質科学研究科教員会議、システム情報工学研究科教員会議、生命環境科学研究科教員会議、人間総合科学研究科教員会議若しくは図書館情報メディア研究科教員会議(以下「学群教員会議等」という。）」とあるのは「博士課程長は、前条に定めるところによる事実関係の整理結果の報告を受け、当該研究科の教育課程の編成、学生の入退学その他運営に関する重要事項を審議する機関で」と、同条第2項中「学群長等」とあるのは「博士課程長」と読み替えるものとする。

附 則（平21. 3. 12法人規程10号）

この法人規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平23. 9. 29法人規程51号）

この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24. 9. 7法人規程54号）

この法人規程は、平成24年9月7日から施行する。

附 則（平24. 9. 7法人規程55号）

この法人規程は、平成24年9月7日から施行する。

附 則（令和元. 12. 26法人規程33号）

（施行期日）

1 この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科並びに当該研究科の研究科長及び専攻長に係る第3条及び第4条第1項の規定の適用については、この法人規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。